

小笠原俊仁氏の功績に厚生労働大臣表彰

長年にわたって戦傷病者、戦没者遺族の援護等に関する事業に携わってきた功績を称え、12月7日に援護事業功労者の厚生労働大臣表彰の受賞者が決定しました。

今年度は全国で99名が受賞し、本市では小笠原俊仁さん(木造)へ表彰状が贈呈されました。小笠原さんはつがる市遺族会に所属し、戦没者遺族の苦しみを和らげるために相談相手となるなど、戦争の悲惨さを風化させないために遺族会の運営に積極的に参画し、40年近くにわたって活動してこられました。

【問い合わせ先】 福祉課 電話42-2111 (内線239)



人権擁護委員に近藤節子氏(新任)

近藤節子さん(木造)が、法務大臣から人権擁護委員として委嘱を受けました。任期は、令和4年1月1日から令和6年12月31日までです。

人権擁護委員は、地域の皆さんから人権相談を受けて問題解決のお手伝いをするほか、啓発活動や人権教室の講師を務めるなど、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような活動をしています。人権相談は無料で秘密は守られますので、安心してご利用ください。

【問い合わせ先】 市民課 電話42-2111 (内線266)



各種検診の受診忘れはありませんか

市が実施している検診には、毎年受診できるものと受診対象年齢が決まっているものがあります。胃がん撲滅検診は59歳まで、肝炎ウイルス検診・歯周疾患検診は70歳までが対象となります。その年齢を超えた方は受診できませんので、まだ受けていない方は是非期限内に受診しましょう。今年度の対象者の年齢は、令和4年3月31日現在の年齢になります。費用はすべて無料です。

項目	対象者	受診方法		受診期限
胃がん撲滅検診 (ピロリ菌検査と除菌治療)	20歳～59歳 ※過去に検査を受けたことのない方	20歳～39歳	健康推進課に電話で申し込み→自宅で便検査	3月31日
		40歳～59歳	市民診療所(42-3111)に電話予約→血液検査	
肝炎ウイルス検診	40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳 ※過去に検査を受けたことのない方	健康推進課に電話で申し込み→受診券送付 →受診券を持参し医療機関で血液検査		3月31日
歯周疾患検診	40歳・50歳・60歳・70歳	送付済みの受診券を持参し歯科医院を受診		2月28日

【申し込み・問い合わせ先】 健康推進課 電話42-2111 (内線307・308)

広 告

特別養護老人ホーム
グループホーム等に

3食 365日
配達中!!

栄養士考案の献立

人手不足の解消
簡単・便利
温めるだけでOK!!



株式会社
サン・コーポレーション
五所川原市大字金山字亀ヶ岡46-18
☎0173-34-3312

広 告

現地確認 見積り無料 屋根・外壁のリフォーム・塗装



屋根・外壁リフォーム専門店 (電話は今すぐ、こちらから)

アートリフォーム株式会社 0173-33-4713
五所川原市七ツ館虫流51-29 担当 前田

全面改装リフォーム
中古住宅改装
減築、増築

ホームページが
新しくなりました!
Google

アートリフォーム株式会社
日本建築塗装職人の会

りんご生産者の皆さんへ 果樹経営支援対策事業のお知らせ

果樹経営支援対策事業の申し込みを受け付けします。

- 申込資格** 次の①～④のいずれかに該当する方
①認定農業者(人・農地プランに位置付けられた中心経営体)
②果樹経営面積が98a以上ある方
③新規就農者
④収入保険または果樹共済に加入している方
- 対象園地** 過去5年以上栽培管理が行われていること。農振農用地区域内の園地であること。
- 補助率** 小規模園地整備(園内道新設、園地の傾斜緩和、園地の土壌土層改良、排水路の新設):事業費の1/2
用水・かん水施設の新設:事業費の1/2
防風網・防霜ファン設置事業:事業費の1/2
- 受付日時** 2月24日(木)、25日(金)、28日(月) 13時～16時
- 受付場所** 市役所2階 相談室
- 持参する物** 事業実施する園地の地番および実施計画が分かるもの、通帳、通帳印、認め印、収入保険または果樹共済の加入証明書



【問い合わせ先】 市役所農林水産課 電話42-2111(内線421) JAつがるにしきた森田事業所 電話49-7789

家畜の定期報告をお忘れなく

家畜(鶏を含む)飼養者は、家畜伝染予防法により、定期報告することが義務付けられています。次の家畜の飼養者は、忘れずに報告するようお願いいたします。また、家畜を飼育している方は、放し飼いによる農作物被害やふん尿によるにおいなど、近隣住民から苦情が出ないように管理をお願いします。

- 報告対象** 鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、だちょう、牛、馬、豚、山羊、めん羊、いのしし、鹿
- 報告内容** 令和4年2月1日時点の頭羽数
- 報告様式** 「定期報告書」様式は、市役所農林水産課で配布しています。
つがる家畜保健衛生所ホームページからもダウンロードできます。
- 提出方法** 市役所農林水産課まで郵送または持参
- 郵送先** 〒038-3192 つがる市木造若緑61-1 つがる市役所農林水産課
- 報告期限** 2月25日(金)



【問い合わせ先】 市役所農林水産課 電話42-2111(内線417) つがる家畜保健衛生所 電話42-2276

堆肥等利用促進土づくり対策事業のお知らせ

堆肥・粉炭・融雪剤を購入する農業者に対して、予算の範囲内で購入費の一部を補助します。

- ▼対象者(次の条件を満たす者): 水稻、野菜、花き、果樹作付農業者および組織で、市税の滞納が無い者
- ▼対象経費(対象園地10aあたりの限度量)
堆肥: 水田・普通畑3トン、砂丘畑5トン
粉炭: 135kg
融雪剤: 45kg
- ▼補助率: 対象経費の税抜価格の1/2以内(上限10万円)
- ▼必要書類:
①見積書
②滞納がない証明書(本人分)
③補助金振込先口座の通帳
- ※予算の上限に達した場合は受け付けを終了します。
※令和3年度中に事業を完了すること。
※事前に購入されたものは対象になりません。
- 【問い合わせ先】**
農林水産課 電話42-2111(内線421)

広報つがる1月号(No.241)の訂正とお詫び 13ページ「住民税非課税世帯等への臨時特別給付金について」の中で、家計急変世帯の給付要件の記載に誤りがありました。正しくは以下のとおりです。ご迷惑をおかけしたことを深くお詫びするとともに、訂正させていただきます。(誤)100万円 (正)93万円
【家計急変世帯】の給付要件: 令和3年1月以降の任意の1カ月の収入の12倍が、単身世帯の場合は**93万円**以下であること。(以下略)